資料５

水道料金について

- 第1回　湯河原町上下水道経営審議会

- 湯河原町上下水道課

水道料金算定要領（2025年改訂版）のポイント

公益社団法人 日本水道協会 ｜ 水道料金は「将来にわたり安定して給水できる原価」を基礎に算定

料金収入 ＝ 総括原価　▶　現在の運営費だけでなく、施設更新等に備える費用も料金原価に含める

① 算定の基本原則

- **需要予測・施設計画**
 合理的な給水需要予測と、それに対応する施設計画を前提
- **適正な原価**
 誠実・能率的な経営の下で必要となる費用を算定
- **期間的な公平**
 現世代だけに偏らず、将来世代との負担の公平にも配慮
- **算定期間**
 概ね将来3～5年を基準

② 総括原価方式

総括原価 ＝ 営業費用 ＋ 資本費用

営業費用
人件費／動力費
薬品費／修繕費
減価償却費 など

＋

資本費用
支払利息
＋
資産維持費

※ 料金算定期間中の料金総収入額を総括原価と一致させる考え方

③ 資産維持費が重要

将来の施設更新・再構築等の原資として内部留保する費用

資産維持費 ＝ 対象資産 × 資産維持率

資産維持率：3%を標準

ただし、中長期の施設整備・更新計画、財政計画等に照らし、各事業者が適正な水準を決定

説明の要点 ▶ 老朽施設の更新・耐震化を継続するには、「減価償却費だけ」ではなく資産維持費を含む総括原価を料金に反映することが基本

出典：公益社団法人 日本水道協会「水道料金算定要領」（令和7年2月／2025年改訂）

水道料金の事例

令和6年4月現在

（ア）家事・一般用　　（令和6年4月1日現在）

水道事業者	改定年月日	基本(月) 水量 ㎥	基本(月) 料金 円	超過料金	換算料金(月) 15㎥ 円	換算料金(月) 20㎥ 円
神奈川県	H18.4.1	8	710	9～15＝ 128 円/㎥ 16～20＝ 135 円/㎥ 21～30＝ 172 円/㎥ 31～50＝ 237 円/㎥ 51～＝ 294 円/㎥	1,606 (1,766)	2,281 (2,509)
川崎市	R1.10.1	8	530	9～10＝ 95 円/㎥ 11～20＝ 139 円/㎥ 21～25＝ 185 円/㎥ 26～30＝ 194 円/㎥ 31～50＝ 209 円/㎥ 51～100＝ 253 円/㎥ 101～200＝ 278 円/㎥ 201～500＝ 329 円/㎥ 501～1,000＝ 343 円/㎥ 1,001～＝ 357 円/㎥	1,415 (1,556)	2,110 (2,321)
小田原市	R1.10.1	8	820	9～10＝ 15 円/㎥ 11～15＝ 110 円/㎥ 16～20＝ 130 円/㎥ 21～30＝ 170 円/㎥ 31～50＝ 200 円/㎥ 51～＝ 205 円/㎥	1,400 (1,540)	2,050 (2,255)
三浦市	R6.4.1	10	1,350	11～20＝ 222 円/㎥ 21～30＝ 253 円/㎥ 31～40＝ 294 円/㎥ 41～50＝ 316 円/㎥ 51～100＝ 340 円/㎥ 101～200＝ 364 円/㎥ 201～300＝ 388 円/㎥ 301～500＝ 412 円/㎥ 501～1,000＝ 436 円/㎥ 1,001～＝ 460 円/㎥	2,460 (2,706)	3,570 (3,927)
南足柄市	H26.4.1	10	700	11～20＝ 75 円/㎥ 21～30＝ 95 円/㎥ 31～50＝ 135 円/㎥ 51～200＝ 150 円/㎥ 201～1,000＝ 170 円/㎥ 1,001～2,000＝ 180 円/㎥ 2,001～5,000＝ 190 円/㎥ 5,001～＝ 200 円/㎥	1,075 (1,182)	1,450 (1,595)
中井町	H26.4.1	10	600	11～20＝ 75 円/㎥ 21～30＝ 80 円/㎥ 31～50＝ 105 円/㎥ 51～＝ 125 円/㎥	975 (1,072)	1,350 (1,485)
大井町	H30.4.1	8	830	9～10＝ 15 円/㎥ 11～15＝ 110 円/㎥ 16～20＝ 115 円/㎥ 21～30＝ 130 円/㎥ 31～45＝ 150 円/㎥ 46～60＝ 170 円/㎥ 61～＝ 190 円/㎥	1,410 (1,551)	1,985 (2,183)
松田町	H26.4.1	10	650	11～20＝ 70 円/㎥ 21～30＝ 75 円/㎥ 31～50＝ 80 円/㎥ 51～＝ 85 円/㎥	1,000 (1,100)	1,350 (1,485)
開成町	H29.4.1	10	700	11～20＝ 85 円/㎥ 21～30＝ 95 円/㎥ 31～50＝ 105 円/㎥ 51～＝ 115 円/㎥	1,125 (1,237)	1,550 (1,705)
箱根町	H13.4.1	10	700	11～25＝ 100 円/㎥ 26～50＝ 110 円/㎥ 51～100＝ 135 円/㎥ 101～＝ 150 円/㎥	1,200 (1,320)	1,700 (1,870)
湯河原町	H30.8.1	10	774	11～30＝ 84 円/㎥ 31～50＝ 91 円/㎥ 51～100＝ 97 円/㎥ 101～ ＝ 105 円/㎥	1,194 (1,313)	1,614 (1,775)

多くの自治体で改定手続き中

小田原市	2026年７月、上下水道事業運営審議会へ「水道料金改定について」諮問
南足柄市	2025年7月から平均22.8%の改定。一般会計からの繰入れによる激変緩和。
開成町	**2026年10月1日から19.25%改定。**2か月の基本料金は20㎥まで1,400円から1,630円へ引き上げ。
松田町	**2026年10月請求分から35%引き上げの料金改定**を実施（これまで30年以上据え置いてきた）。
中井町	2026年4月より水道運営協議会へ「水道料金の改定について」諮問し、現在検討段階
真鶴町	**2026年4月から**改定率は**34%（現行の水準から1.34倍）料金改定**を実施